

令和6年度

大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金専門部会

第2回 会議次第

令和6年9月3日（火）午前10時  
（大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B）

1 開 会

2 議 事

大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

写

令和6年9月3日

大阪労働局長  
志村 幸久 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会 長 衣笠 葉子

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について  
(答申)

当審議会は、令和6年7月2日付け大労発基0702第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。